

特定技能人材紹介に関する基本契約書

株式会社(以下、「甲」という。)と、有限会社シニアケア(以下、「乙」 という。)は、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、次のとおり基本契約(以下「本契約」という)を締結する。

第 1 条(目的)

甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、職業安定法に基づく有料職業紹介を依頼し、乙はこれを承諾した。本契約は、甲乙間で行われる職業紹介に適用されるものとする。

第 2 条(紹介の方法)

1. 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は、乙に登録した求職者のうち候補となる人材(以下、「丙」)とする。)に対するコンサルティングを実施したうえで、甲の提示した要件に適合すると判断した場合に丙を甲に紹介する。
2. 甲は、乙に対し、前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第 5 条の 3、第 2 項に定める労働条件を書面で明示し、乙は、これを丙に明示して紹介を行うものとする。

第 3 条(適格紹介の義務等)

1. 乙は、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、甲に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。
2. 甲及び乙は、職業紹介に関し、法令及び厚生労働省の通知を遵守しなければならない。

第 4 条(選考採用)

甲は、乙が前条により紹介した丙を自ら選考の上、採用するか否かを速やかに乙に通知する。丙を採用する場合、甲は丙に対して採用通知書を送付する。丙を採用しない場合、甲は丙に関する個人情報速やかに破棄する。

第 5 条(対価の支払い及び時期)

1. 甲が、乙の紹介する丙の就業を確認した場合、乙が有料職業紹介事業の許可を得ており、かつ取扱職種、取扱地域及び取次機関について必要な届出を行っている場合に限り、当該人材紹介の対価として乙は甲に対し紹介料金を請求することができる。
乙は甲に対し、当該紹介料金の請求に際して、請求日時点で有効な有料職業紹介の許可証を提示しなければならない。なお、紹介料金は、採用決定時の推定年収(甲の前年度における採用初年度者の実績賞与月数より算出した賞与、手当〔ただし、時間外手当、通勤手当を除く〕等の賃金を含む)に対して 10%を乗じたものとし、甲乙協議の上、紹介の都度書面により定めるものとする。
2. 本条第 1 項の手当て等のうち、資格に係る手当については、資格証等の証明書を提示した場合に推定年収の算出に含むものとする。
3. 乙が甲に人材を紹介する都度、甲乙間にて事前に人材紹介に関する個別契約を締結し、紹介料及び就労開始日その他必要な事項を定めるものとする。その定めにより、乙は丙の就業を確認

認後、翌月 10 日までに当該紹介料及びその消費税を甲に請求するものとし、甲はこれを翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込みにより支払うものとする。その際の振込み手数料は、甲の負担とする。

4. 丙が丙の責による事由(自己都合)により雇入れ日より 3 ヶ月以内に甲を退職した場合は、乙は甲に対し、本条第 1 項及び同第 2 項に規定する紹介料の一部を次の通り返還するものとする。

1 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 75%

1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 50%

5. 前項の支払い方法は、甲の指定する金融機関口座への振込みによるものとし、乙は、返還金及びその消費税を甲の指定する時期に支払うものとする。なお、この場合の振込み手数料は、乙の負担とする。

第 6 条(労働条件の明示と通知)

甲は、乙が紹介した丙について採用を決定した場合には、丙が入社するに当たって労働基準法第 15 条に基づく労働条件明示書面の写しを FAX またはメール等にて、乙にも交付するものとする。この場合、乙は丙に同明示書を手交し、その内容を確認する。

第 7 条(報酬に含まれない業務)

次に掲げる業務において発生する費用は第 6 条に規定する報酬に含まれないことを甲及び乙は確認する。

1. 在留資格諸申請業務に関する費用
2. 人材紹介業務と関連しない通訳及び翻訳に関する費用
3. 求職者が求人者に入社するに際して同行する業務に関する費用
4. 求職者が入社した後の管理業務(事務連絡その他通知等の連絡業務及び付随する文書作成業務を含む)に関する費用
5. 求職者が求人者に入社するための引越費用、交通費、渡航費その他移動にかかる費用
6. 求職者の寮や社宅等の住居に住むまでの間に生じる仮住まいに関する賃料、引越費用、荷物保管費用、交通費、渡航費その他移動にかかる費用
7. その他交通費や通信費等の実費経費
8. 日本国法律で定められた業務のうち、本契約書第 1 条で定めた目的に属さない業務
9. 入管法特定技能制度で定める支援業務

第 8 条(情報の守秘義務)

甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲に関する機密情報、本契約の内容及び乙が紹介した人材(採用に至らなかった者を含む。)に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩すること及び本契約の目的以外の目的に使用することを禁止し、相互に守秘義務を負うものとする。なお、本条の定めは本契約終了後であっても効力を有するものとする。

第 9 条(報告義務)

甲及び乙は、前条に規定する情報が漏洩した場合、又は漏洩したおそれがある場合、直ちにその内容を相手方に報告し相手方と協議のうえ、適切な措置を講じなければならない。なお、本条の定めは本契約終了後であっても効力を有するものとする。

第 10 条(紛争防止措置)

1. 甲は乙により紹介を受けた丙の採用を見合わせた場合においても、紹介の日から 6 ヶ月以内に雇用しようとする場合は、雇用の 15 日前までにその旨を乙に通知するものとする。
2. 前項及び甲が乙により紹介を受けた丙を、紹介の日から 6 ヶ月以内に乙の合意、又は介添えなしに独自に採用、又は他の紹介会社を経由して採用を決定し入職させた場合は、本契約第 5 条に従うものとする。

第 11 条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結していないこと
- ④ 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第 12 条(契約解除)

1. 甲及び乙は、相手方が本契約上の義務の履行を怠ったときは、相当な期間を定めた催告を行い、なお当該義務が履行されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、本契約の有効期間中といえども何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ① 振出した手形又は小切手が不渡りになったとき、もしくは支払い停止もしくは支払い不能の状態に至ったとき
 - ② 破産の申立、特別清算開始の申立、民事再生手続開始の申立、又は会社更生手続開始の申立の事実が生じたとき
 - ③ 公租公課につき滞納処分を受けたとき
 - ④ 解散、合併又は営業の重要な部分の譲渡等、経営主体に変動を生じたとき
 - ⑤ 本契約又は個別契約の重要な項目及び法令に違反し、著しく信頼関係を破壊したとき
 - ⑥ 本契約第 10 条各号の確約に反する申告、契約、行為等をしたことが判明したとき
 - ⑦ その他、相手方の支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が起きたとき
 - ⑧ 職業安定法及び諸法令に違反して、有料職業紹介事業の許可を取り消され、又は事業停止命令を受けたとき
 - ⑨ 親会社又は重要な子会社が前各号の何れかに該当したとき
 - ⑩ その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき
3. 前項各号の事由のいずれかが生じた場合、甲及び乙は、相手方に対して負担している債務につき期限の利益を喪失するものとする
4. 甲及び乙は、前 2 項により本契約を解除したことにより損害が生じた場合には、契約解除原因をなす相手方に対してその損害の賠償を請求することができる。

第 13 条(損害賠償)

甲又は乙が故意又は過失により本契約又は個別契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、当該損害賠償を請求できるものとする。

第 14 条(協議事項)

甲及び乙は、この契約に定めのない事項又は解釈上の疑義が生じた場合、甲、乙協議の上、決定するものとし、甲乙双方が協議決定した事項については、すべて書面を作成し、甲、乙記名捺印の上、各 1 通保有する。

第 15 条(有効期間)

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から 1 年間とする。ただし、期間満了 2 ヶ月前までに、乙何れも書面による契約終了の意思表示がなされないときは、期間満了の翌日から 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項規定にかかわらず、甲及び乙は、契約期間の途中でも、契約を解除しようとする日の 3 ヶ月前までに相手方に対し書面によって意思表示することにより、その書面に記載された契約解除の日をもって、本契約を解除することができる。

第 16 条(管轄裁判所)

この契約により生じた訴訟は、甲の主たる事務所を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約書締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各 1 通保有する。

令和 年 月 日

(甲)

(乙)

兵庫県尼崎市南塚口町 1 丁目 20 番 17 号

有限会社シニアケア

代表取締役 横尾 能範